

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系サージタンク(B)純水補給水弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)出入口海水差圧計において、指示不良(差圧がないにもかかわらず50キロパスカルを指示)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GIII	
3	その他	ガスタービン制御車(No. 2)の車両点検(12か月点検およびリコール対策)において、点検日数を3日間としていたが、ディーラーの不備(リコール対策として用意していた部品が当該車両に合わず、部品調達が必要となった)により点検日数が1日延長となったため、再発防止策を検討。	対象外	